平成２１年（フ）第６４７８号
大阪府枚方市岡山手町11番75―201号
債務者　菅野　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４７９号
大阪府東大阪市岩田町５丁目１番５号　中村方
債務者　池田　仁美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０４２号
堺市堺区海山町４丁169番地５
債務者　中谷　法子（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９９号
大阪府羽曳野市古市６丁目９番８号
債務者　安田　英樹
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４２号
大阪府柏原市太平寺２丁目７番30　ルネアルマーニ107号
債務者　萱　　豊一
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６１号
堺市南区三原台１丁３番23―108号
債務者　林　由利子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６４号
堺市堺区出島町３丁１―19―401、住民票上の住所堺市北区長曽根町1955番地１　山中ハイツ２階202号
債務者　有馬　直子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９６７号
堺市堺区神石市之町２番25号
債務者　井上　利一
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９４号
大阪府富田林市楠町４番　大阪府営富田林楠住宅１棟701号
債務者　松尾　継子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６９号
大阪府河内長野市錦町27番12号
債務者　新谷　雅美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０７６号
堺市西区上野芝向ヶ丘町３丁16番12号
債務者　吉田　博子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４３号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番11―402号
債務者　細木　晋也
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８１号
堺市南区茶山台２丁１番12―106号
債務者　内藤　　明
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８７号
堺市堺区一条通９番11号　ハイツ一条101号
債務者　山田　孝雄
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
福岡県大牟田市明治町３丁目41番地１
債務者　坂中　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８２号
福岡県大牟田市大字新町343番地３　増田ビル305号
債務者　上野　安弘
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８４号
福岡県大牟田市大字白銀469番地松尾コーポ２階西側
債務者　髙田　有香
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第８５号
福岡県大牟田市大字岩本1225番地
債務者　境　　万丈
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部